

第3章 米国におけるドメスティック・バイオレンスへの

取組み及び法制

1 ドメスティック・バイオレンスに関する犯罪学上の研究成果の概要

本節では、まず、米国の犯罪学（Criminology）における、ドメスティック・バイオレンスの扱われ方、今までなされてきた研究の成果を概観する。

Maguire, B. and Radosh, P.F. “Intoroduction to Criminology” (Wadsworth, 1997)では、Domestic Violence は、第5章の「個人間で起こる暴力的な犯罪」の中の「家族の中での犯罪」で、児童虐待や高齢者虐待と同列に述べられている。また、Siegel, L. “Criminology: seventh edition”(1999, Wadsworth)では、第3部「犯罪類型」第11章「暴力犯罪」の中で、「家庭の中での暴行—配偶者虐待」として説明がなされている。

以下では、上記2冊の記述から要点を抜粋し、ドメスティック・バイオレンスという類型がどのように成立してきたか、この犯罪に関わる種々の問題点等を紹介したい。

(1) 家族内での犯罪の特質

家族のメンバーを特にターゲットにする犯罪は、技術的には、重大犯罪のカテゴリーに包含されうる。これらの犯罪には、暴行、強姦、殺人、及び重大犯罪のカテゴリーに該当するものとしてFBIが指示している他の犯罪が含まれる。しかし、これらの犯罪には、特別な注目を必要とする顕著な特質がある。理想的には、家族は互いに愛し合い支え合うものとされており、家族の中で意図的な蛮行、恐怖、又は心理的な加害が加えられることは、我々の共通の理解に真っ向から対立するものである。不幸にも、我々が家庭生活の理想として描いているものは、常に真実を反映したものとは限らない。家族内の犯罪はありふれたものであり、重大かつ危険である。

家族内での犯罪の発生が増加していることを示唆する証拠もある。増加のパターンを識別することは別の問題である。これらの犯罪は家庭のプライバシーの中で起こるため、家族は大抵、これらの犯罪を、決まり悪さや恐怖から隠すものであり、家族の一体性を保持するために加害者を守ろうと試みるのである。家族に対する犯罪に関する統計が信用のおけないものであることは、悪名高い。専門家の多くは、家族内での暴力が増加していることに同意している。もっとも、これらの犯罪に対する一般及び公的機関の認識の増加によって、誤った推定が導かれていることもありうる。事案の発生が増加しているといまいと、これらの犯罪が米国内で驚くほどありふれたものであることは事実である。

(2) 女性に対する暴力としてのドメスティック・バイオレンス

この犯罪については、家庭内での暴力(Domestic Violence)、配偶者虐待(Spousal Abuse)、妻の殴打(Wife Beating)、家庭内での暴行(Domestic Battery)などと呼ばれてきた。最もよくあるパターンは、一定の関係にある二者のうちの男性が、相手である女性を殴り、虐待し、強姦し、拷問するというものである。逆のパターンも起こっている(妻又はガールフレンドが、その夫又はボーイフレンドを虐待したり殴ったりする。)が、このような犯罪はあまり頻繁には発生しない。NCVS(全米犯罪被害状況調査)のデータでは、親しい者による暴力の9割は女性を被害者とするものである。

女性による暴力は、女性のパートナーに殴られたことを男性が認めたがないという事実によって隠されている可能性はある。様々な資料が示すところでは、たとえば男性被害者による過少報告がある程度あるとしても、暴力の大半は、男性により女性に対してふるわれている。

また、調査によると、男性パートナーを殺した女性のほとんどが、何回も暴力的な攻撃を受けた挙句にそうしたということが示されている。パートナーによって殺された男性の数は減少しているが、その理由はおそらく、虐待被害女性のためのシェルターなど、虐待のある人間関係に用いる代替手段が全米中に普及してきたからであろう。虐待被害女性のために多大な社会的支援を供与したり、虐待被害者を保護する法律を制定した地域では、やはり女性により敢行された殺人の発生率が低い。

家庭内の問題としてのドメスティック・バイオレンス

何年間も、家庭内での虐待の問題は深刻に捉えられてこなかったし、刑事司法制度の注目を要する事項だともされてこなかった。暴行は、婚姻関係の構成要素、関係当事者間の私的事項、又は単に「家庭内の問題」とみなされていた。虐待の被害者はたびたび、警察官、検察官、又は裁判官に、何をしでかしたために虐待に遭うはめになったのか、と詰問されていた。問題へのこのようなアプローチは、加害者のふるまいは、被害者のふるまい、態度等の何らかの側面に依拠するものだという信念を示唆している。「彼女が…していなければ、彼は彼女をぶったりしなかっただろう。」というのが、加害者を免責するための常套手段であった。このアプローチは、強姦被害者に対してとられるアプローチと類似している。以前議論されたように、「被害者を非難すること」は、他の犯罪では珍しいことである。

同様に、虐待の存する人間関係が性質上長期にわたる点は、女性が虐待者によって殺害されたり、家庭内での暴行の被害者が虐待者を殺したりしたときでも、見過ごされがちである。O.J.シンプソンの事実審の後でのインタビューで、ある女性陪審員は、「妻ニコルに対するシンプソンの行動面において配偶者虐待の要素を追求するのは、『時間

の無駄』だ。」とコメントした。このような心証は、家庭内での虐待の問題に対し広範な社会的容認があることを示しつつ、様々な文脈で表明されてきている。

過去において、医療の関心、カウンセリング、警察又は裁判所の介入を必要とする事件を処理する手段の典型は、当事者に対し、互いを許し事件を忘れるよう勧告することであった。妻たちには、しばしば、夫に対して「より良い」妻たるべく忠告が与えられ、従順で控えめであるよう女性を訓告する聖書の節が被害者に対して引用された。しかし最近 20 年あまり、家庭内での暴行の問題に対する、学術論文、重要判決、フェミニストの活動及びメディアの注目などすべてが相俟って、この社会問題を加害者及び被害者の双方を巻き込む犯罪活動として、より正しく理解できるようになった。家庭内での暴行についての古い神話は、一世代前に比べて、一般市民に受け入れられにくくなっている。

*** 家庭内での暴行についての神話と真実 ***

神 話	真 実
もし女性がそのように振る舞わなかったら、男性は彼女を虐待したりしなかっただろう。	彼女の態度や振舞いによって、彼の振舞いを統制することはできない。 彼は、自分自身の行動に責任を有している。
虐待者と共に住み続ける女性は、その人間関係から何かを得ているに違いない—恐らく、彼女らは殴られることが密かに好きなのであろう。	殴られることが好きな人などいない。女性が虐待者と住み続けるのは、別れて彼が更にひどくなるのを恐れているか、子どもや他の親戚を殺すと彼から脅かされていたり、または、逃げるための方法を欠いているためである。 過去の暴力の脅威が真の危険をもたらしていれば、女性たちは、もし逃亡を試みたら、自分や自分の愛する誰かが彼らによって殺されるかもしれないと求めている。
もし女性が真に現在の状況から抜け出したいと願うのであれば、逃げるための道筋を自分で見つけるであろう。 暴力を伴う人間関係に留まる人々は、自分以外に誰も非難すべき人がないのであろう。	何年も虐待された後では、多くの女性は、自分の状況を受け入れ、抵抗したところで事態が悪化するだけだと信じている。彼女たちは、自分自身、状況、又は加害者に対して、何のコントロールもできないと感じている。
もし女性が適切にふるまい、相手の需要や欲求に従えば、彼は彼女を虐待するのを止めるで	この話題についてのすべての調査により、被害者が何かをしたりしなかったりした結果として問題が是正されることはめったにないことが示されている。実

あろう。	際、調査によって、時間が経つにつれて、暴力が悪化する傾向にあることが確かめられた。もし女性が立ち去らなければ、統計上は、男性が彼女を最終的に殺す確率は非常に高い。
警察への通報があったとき、被害者は大抵、立件を主張しなかったり、後に告訴を取り下げたりする。もし彼女が虐待を止めさせたいと真剣に思っているなら、彼女は虐待者に対する告訴を完遂するであろう。	立件を推進すべき責任を被害者に負わせることの不公正さについては、多くの専門家が賛同している。彼女は、告訴を完遂したら自分や子どもの安全が危険にさらされると恐れていたたり、相手が刑務所に入れられたため働けなくなれば収入がなくなることを心配しているかもしれない。または彼女が求めているものは、彼に対する刑罰ではなく、彼に援助の手が差し延べられることかもしれない。 現在の傾向は、事件化を推進する責任を、被害者から外し、他の大抵の犯罪の場合に通常みられるように、警察又は検察官に委ねることとした。多くの州では、ドメスティック・バイオレンスの状況の報告を州法で義務づけるとする「必要的報告」法へと移行した。

(3) 配偶者虐待の歴史

配偶者虐待は、歴史が始って以来、連綿と発生してきた。

ローマ人の男性は、許可なく公共の賭博に参加した、ワインを飲んだ、顔を覆わずに屋外を歩いたなどの些細な行為について、妻を殴る法的権利を有していた。姦通などのより重大な違反については、死をもって罰することもできた。ローマ帝国の時代になってからは、妻殴打の慣行は中止され、4世紀までには、夫又は妻による過度の暴力は離婚の根拠となっていた。

中世初期には、恋愛と結婚との間に区別ができた。理想的な女性は保護され、崇められ、遠くから愛された。反対に、家族の絆によって結婚が決められた相手である妻は、嫉妬深く防護され、その義務懈怠に対しては厳しく罰されかねなかった。夫は、妻の「無作法」を殴ってしつけることが期待されており、もしそうしなかった場合には、自分自身が近所の人々に罰を受けるかもしれなかった。

中世後期から近代の初めにかけて（1400年～1900年）、男性が妻に対して有形力を行使することについて、その暴行が一定の限界（通常は死亡や重傷害を負わせることと解釈されている。）を超えない限り、コミュニティによる異議申立てはほとんどなかった。

19 世紀の半ばまでには、深刻な妻殴打は嫌悪の対象となり、妻虐待者として告訴された者は物笑いの対象となった。しかし、限定的な懲戒は依然として法律上認められていた。19 世紀末までには、イギリスと米国において妻殴打が犯罪とされた。しかし、夫による妻の支配という長い歴史のために、肉体的な強要は押えが効かなかった。ごく最近まで、家族において女性が従属的な地位にあることで、夫には妻のふるまいを管理すべき法的及び道徳的な義務が負わされていると、信じられていた。第二次世界大戦後も、イギリスの裁判所では、夫に従わなかった妻への合理的な罰として、家庭内での暴行が認められてきた。これらは、男性が女性を肉体的に支配するという伝統の基盤を形成し、配偶者間の暴行について深刻な事件が起きた元凶とされる考えであった。

(4) ドメスティック・バイオレンスの広がりとか害者の特質

ドメスティック・バイオレンスが今日どれほどの広がりを見せているのか推計することは難しいが、いくつかの統計によって、問題の程度を示し得る。全米の警察署では、夕方以降の通報の 6 割か 7 割に家庭内での紛争が含まれていたとのことである。この暴力は婚姻関係間に限られず、全米調査によれば、女性の 2 割から 4 割が、デート中にも暴力を経験したと示された。

妻虐待者は、以下のような特質を共有している。

- ・ **アルコールの過度の濫用**…通常は扱いやすい夫を妻虐待者に変える可能性が高い。
- ・ **依存への敵意**…従順で受け身的に見える夫の中には、妻に対する自分の依存心に憤慨し、憤怒と暴力で反応する者もいる。この反応は性的不適性とも関連づけられてきた。
- ・ **疑心暗鬼**…どんな些細なことであっても、妻のふるまいに対する妄念で暴力的行為を起こしかねない。
- ・ **社会的是認**…夫の中には、社会が妻虐待を是認していると信じており、自らの暴力的ふるまいを正当化するためにこの信念を用いる者もいる。
- ・ **社会経済的要因**…供給者の役割を果たせず経済的ストレス下にある男性は、自らの欲求不満を妻にぶつける可能性がある。
- ・ **怒りの爆発**…家族内暴力の相当数が、口論の後で怒りが突然爆発したことに端を発していることが調査で示されている。
- ・ **軍隊経験**…兵役に付いたことのある男性の間では、配偶者虐待の頻度が極端に高い。同様に、軍に入隊中の男性は、一般の文民の夫よりも、妻を虐待する傾向がある。この現象の理由としては、軍隊の訓練で促進された暴力傾向と、隊員が暮らす際の互いの近接性にあるとされる。
- ・ **児童虐待の被害者であったこと**…妻に暴行する夫は概して子どものときに殴られているものである。

(5) ドメスティック・バイオレンスの被害者

概して、暴力の被害に遭った女性は、加害者が親しい者だった場合には重傷を負わされる割合が2倍も高く、見知らぬ人でなく親族による攻撃の方が、医療を必要とする割合がより高い。

女性は、大抵、虐待に対して抵抗する。決して受け身の被害者ではないのである。NCVS(全米犯罪被害状況調査)のデータによれば、事件の約8割において、女性は、抵抗や、理詰めの説得、正当防衛としての有形力の行使を試みる。家庭内での暴行は、激化する暴力事案が再三再四深刻化していった後は、ほとんどの場合被害者に致命的なものとなる。1996年のFBIの犯罪統計によると、親しい者による殺人の被害者では、加害者にとっての妻・ガールフレンドが約1,100人と最も多く、子どもが約550人、夫・ボーイフレンドが約400人、親が約300人、兄弟が約100人であった。このパターンは、ドメスティック・バイオレンスに関する言説において、女性の殺人被害者のうち最も多くみられるのが、男性パートナーに虐待された女性であると示されていることと合致している。

さらに、家庭内での人間関係における被害者化の性質には、婚姻上の地位も影響することが分かっている。同棲している独身者同士よりも、既婚女性の方が、家庭内で被害者となる危険ははるかに高いのである。独身者同士の家庭内での関係の方が、長期にわたる結婚生活の構築に伴う重圧や対立には無縁ながら、不安定で短命な傾向があることが原因として考えられる。

ドメスティック・バイオレンスの発生率は、既婚者間でも独身の同棲者間でも、減少しているようである。理由の一つは、給料の高い仕事を見つけたり、法的な離婚を勝ち取ったり、ドメスティック・バイオレンスのカウンセリングを受けたりするのが、今や女性にとって容易に映っていることが挙げられる。経済的自立と精神的な支援を得ることによって、女性は、配偶者間のいさかいが暴力や死に至る前に、悪い結婚生活を脱することができるようになったのである。そして、両当事者が煩わしい人間関係に留まり続けている場合であっても、新しく現れた社会的介入によって、女性は、男性パートナーによる暴力を止めさせる力を身に付けている。

(6) 逮捕のパターン

ドメスティック・バイオレンスの被害者には非常な危険が及びかねないため、現在、州の中には警察官に、たとえ被害者の同意がなくても、相当な理由があれば被疑者を逮捕するよう要求しているところもある。しかし、逮捕すべきかどうかについて、警察官は未だにかなりの裁量を行使していることが、調査によって示されている。見知らぬ人

が関わる犯罪に比べて、家族が関わる暴力的な家庭内の犯罪では、逮捕はあまりなされにくい。多くの研究者は、家庭内での暴行の加害者にはびこる累犯性を解決するには、逮捕を必要とする新しい法律が一番だと信じている。現在 40 州で、ドメスティック・バイオレンス事件について、必要的逮捕又は報告を行うための何らかの様式が存在する。

必要的逮捕の実効性に関する初期の調査は肯定的で、今や有名なミネアポリスにおける必要的逮捕の研究（1981～82 年）では、加害者が逮捕されたときに犯罪の再発が大きく抑えられることが明らかとなった。ところが、後続の研究によって腰砕けとなった。加害者が既婚であったり雇用されている場合には、逮捕によって支障が生じるので、必要的逮捕が家庭内での暴行の削減に非常に関連するということのようである。1997 年に発表された研究（Davis, R.C. and Taylor, B.G., “A Pro-Active Response to Family Violence: The Result of a Randomized Experiment,” *Criminology* 35 (1997)）では、加害者の逮捕も治療も、実際にはドメスティック・バイオレンスの削減をもたらさないことが示された。ただし、積極的な介入戦略をとることによって、ドメスティック・バイオレンスの状況を扱う警察の能力について、市民の信頼が増すということであった。

(7) 虐待被害女性症候群の抗弁(The Battered Woman Syndrome Defense)

慢性的に虐待されていたドメスティック・バイオレンス被害者がパートナーを殺した事件において使うための法的防禦として認容されうるものは、ある程度全州に存在する。この、虐待女性症候群の抗弁は、危険の脅威の切迫という通常の正当防衛の要件に当てはまらない女性を防禦するために使われてきた。

多くの事件で、虐待被害女性は、パートナーを殺害する以外に、虐待から逃れる道はないと信じている。多くの女性は、禁止命令、保護命令、離婚又は別居といったあらゆる法的手段を試みた挙句、依然として虐待から逃れ得ないのである。このような状況下では、彼女らは万事休すと感じ、最終的に配偶者を殺すのかもしれない。

このような事件の弁護人は、虐待被害女性症候群の抗弁を使う可能性がある。虐待者に対し暴力的犯罪に訴えた被害女性に、このような法的防禦を用いることへの関心は、1994 年の暴力犯罪規制及び法執行法（この中の第 4 編が、いわゆる「女性に対する暴力法（Violence Against Women Act of 1994）」と呼ばれる）の制定とともに高まってきた。同法では、司法長官及び保健福祉省長官に、刑事事件の事実審においてこの症候群が考慮された程度について議会に報告書を提出するよう求めたのである。全 50 州及びワシントン D.C. で、虐待及びその影響に関する専門家の証言が認容され、又は証拠として認められてきた。7 割近い州では、虐待被害女性症候群に関する専門家証言が、正当防衛の主張又は被疑事実に係る犯罪敢行時の被害者の心理状態と、関連を有していると認めてきた。

もっともこのような事例もある。フロリダ州の 35 歳の女性が、夫を撃って殺したの

は夫に虐待されたためであると主張した。しかし、彼女の「虐待被害女性症候群」の悪用は検察官によって見破られ、検察官は陪審員に、実際は彼女がある時点で夫を置いて家を出てサウス・キャロライナ州に転居したが、夫に手紙を書いて自分に連絡をくれるように頼んだことを説明した。彼女はフロリダ州の元の町に戻ったときに、夫が別の女性と関係していることを知り、嫉妬にかられて彼を撃ったのであった。彼女は 1998 年の 1 月に二級殺人で有罪となり、25 年間の刑務所拘禁を科された。

(8) 虐待のパターン

家庭内での暴行の被害者は、すべての民族、人種、階層及び学歴で共通にみられるが、加害者と被害者の両者につき一定の特質が満たされた場合に、被害者になる蓋然性は増大する。学歴及び収入の低い若い女性は、年配の女性や高学歴・高収入の女性よりも、家庭内での暴行の被害者になりやすい。男性は、子ども時代に虐待されていた場合には、自分のパートナーを虐待する傾向が強い。パートナーを虐待する男性の性癖と関連する他の要因には、怒りのコントロール、意思疎通の困難、男女の役割についての頑ななステレオタイプなどが含まれる。調査研究によって、アルコール濫用と低収入も、加害者と関連があるとされてきた。

(9) ドメスティック・バイオレンスは世代を超えるか

児童虐待が世代間に持ち越されるということには一般的な同意があるが、同様のパターンはドメスティック・バイオレンスにも応用されるのであろうか。配偶者虐待者が、ドメスティック・バイオレンスのあった家で育ったことを決定付ける証拠はほとんどない。しかし、調査によって、虐待された子どもは、後々に自分の子どもや妻に対し虐待的に行動することが示されている。数多くの見解が、このような現象の起こる理由の説明を試みている。

1. 子どもたちは、親や配偶者の役割を観察によって学び、虐待のある世帯で育った者は、厳しい育児と暴力的なふるまいが普通だと信じている。
2. 厳しい育児によって、子どもたちは、子どもだけでなく配偶者など一愛する者を打つことも時には必要だと教わってしまう。
3. 厳しく、無意味な育児によって、子どもや配偶者の虐待又は薬物濫用など多くの行動上の問題を抱えた子どもたちが生まれる。問題行動の症状に多様性がみられることから、虐待を伴う無意味な育児を経験してきた人々は、薬物を濫用したり、犯罪を起こしたり、子ども及び配偶者に対する執拗な虐待を含む非社会的ふるまいに携わったりすることも多いことが示される。

虐待被害女性に対する支援は次々に拡大している。暴行を受けた妻たちのためのシェ

ルターは、国中で設立されており、妻の利益を保護するために法律が制定されている。警察署では、家庭内での虐待法の執行を優先順位が一番上に置いている。この問題は、公の光の下に持ち出され、統制を受けることが不可欠である。

2 1994 年女性に対する暴力法の概要

1994 年、連邦議会は「女性に対する暴力法 (Violence Against Women Act)」を可決し、クリントン大統領が署名した。その目的は、州等 (州、準州、インディアン特別区) によるドメスティック・バイオレンス (以下、第 2 節及び第 3 節では「DV」という。)、ストーキング、性的暴行への対応能力を高めることであり、連邦の助成金や支援を通じて、地域間格差を埋めることが企図されている。

以下は、「女性に対する暴力法」の規定により新たに設けられた、連邦の DV 対策の概要である。

- Interstate Domestic Violence の犯罪化…DV を構成する行為が州をまたがって遂行された場合に、連邦犯罪とする。州法間でみられる保護の軽重を是正するのが目的である。
- 他州の裁判所が発した民事保護命令の遵守・執行義務
- 銃器所持の欠格条項に、「DV 保護命令を受けていること」を追加
- 性暴行や DV 被害者のカウンセラーにも、精神療法医や心理学者と同じく、職務上知り得た事実の秘匿特権を付与…証拠開示による二次被害の防止
- 郵政当局に対する、DV 被害者やシェルターの住所の秘匿義務
- 全米 DV ホットラインの開設 (Toll-Free、24 時間)
- 州や自治体等への助成金プログラム
 - ・ S・T・O・P…警察、検察、民間が、各々の対策を向上させるとともに、コミュニティ全体として互いの連携も強化させることがねらい。
 - ・ 逮捕方針奨励助成…逮捕を出発点として矯正に至るまでの刑事司法全体を一貫した、被害者支援策 (及び加害者更生策) の構築がねらい。
 - ・ COPS…DV に焦点を絞ったコミュニティ・ポリシング手法の開発・促進がねらい。
- 性別を動機とする暴力に対する民事救済の保障

3 マサチューセッツ州一般法 209A 「虐待防止法」

本節では、米国の一つの州を例にとり、具体的に DV から被害者を保護するためにど